

平成29年度のモデル世帯の保険料算定(年額)

均等割額 43,870円 所得割額 9.06%

	基礎年金79万円 (単身世帯)	厚生年金 201万円 (単身世帯)	夫婦とも基礎年金 基礎年金79万円 (二人世帯の場合)		夫-厚生年金 201万円 妻-基礎年金 79万円 (夫婦の二人世帯の場合)	
			夫	妻	夫	妻
基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-33	(79-120)<0	(201-120)-33=48 58万円以下 のため20%減額	(79-120)<0	(79-120)<0	(201-120)-33=48 58万円以下 のため20%減額	(79-120)<0
均等割軽減区分	9割軽減	2割軽減	9割軽減		5割軽減	
基準所得金額(より)	0	480,000	0	0	480,000	0
所得割額(×9.06%)	0	34,790	0	0	34,790	0
均等割額	4,387	35,096	4,387	4,387	21,935	21,935
保険料額(+)	4,387円	69,886円	4,387円	4,387円	56,725円	21,935円

	夫婦とも-基礎年金 79万円 夫に他の所得 30万円 (夫婦の二人世帯)		夫婦とも-基礎年金 79万円 夫に他の所得 50万円 (夫婦の二人世帯)		夫婦とも-基礎年金 79万円 夫に他の所得 100万円 (夫婦の二人世帯)	
	夫	妻	夫	妻	夫	妻
基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-33	(79-120)<0 +30-33<0	(79-120)<0	(79-120)<0 +50-33=17 58万円以下 のため20%減額	(79-120)<0	(79-120)<0 +100-33=67	(79-120)<0
均等割軽減区分	8.5割軽減		5割軽減		2割軽減	
基準所得金額(より)	0	0	170,000	0	670,000	0
所得割額(×9.06%)	0	0	12,321	0	60,702	0
均等割額	6,580	6,580	21,935	21,935	35,096	35,096
保険料額(+)	6,580円	6,580円	34,256円	21,935円	95,798円	35,096円

	夫-厚生年金 201万円 妻-基礎年金 79万円 夫に他の所得100万円 (夫婦の二人世帯)		夫-厚生年金 300万円 妻-基礎年金 79万円 夫に他の所得100万円 (夫婦の二人世帯)		夫婦とも-基礎年金 79万円 世帯主=子 所得 390万円 子は、国保加入者 (夫婦と子の三人世帯)	
	夫	妻	夫	妻	夫	妻
基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-33	(201-120) +100-33=148	(79-120)<0	(300-120) +100-33=247	(79-120)<0	(79-120)<0	(79-120)<0
均等割軽減区分	軽減なし		軽減なし		軽減なし	
基準所得金額(より)	1,480,000	0	2,470,000	0	0	0
所得割額(×9.06%)	134,088	0	223,782	0	0	0
均等割額	43,870	43,870	43,870	43,870	43,870	43,870
保険料額(+)	177,958円	43,870円	267,652円	43,870円	43,870円	43,870円

	被用者保険の被扶養者であった方 本人-基礎年金 79万円 子 社会保険加入 所得 498万円		所得の多い方 厚生年金 300万円 給与所得 500万円 不動産所得 700万円		土地を収用された方 分離長期譲渡所得 2,000万円 特別控除 2,000万円 基礎年金 79万円	
	かからない 現在の本人所得が多額になった 場合でもかかりません		(300-120)+500+700-33=1,347		(2,000-2,000)+(79-120)-33<0	
均等割軽減区分	7割軽減		軽減なし		軽減なし	
基準所得金額(より)	0		13,470,000		0	
所得割額(×9.06%)	0		1,220,382		0	
均等割額	13,161		43,870		43,870	
保険料額(+)	13,161円		570,000 (上限)		43,870円	

平成28年度のモデル世帯の保険料算定(年額)

均等割額 43,870円 所得割額 9.06%

	基礎年金79万円 (単身世帯)	厚生年金 201万円 (単身世帯)	夫婦とも基礎年金 基礎年金79万円 (二人世帯の場合)		夫-厚生年金 201万円 妻-基礎年金 79万円 (夫婦の二人世帯の場合)	
			夫	妻	夫	妻
基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-33	(79-120)<0	(201-120)-33=48 58万円以下 のため50%減額	(79-120)<0	(79-120)<0	(201-120)-33=48 58万円以下 のため50%減額	(79-120)<0
均等割軽減区分	9割軽減	2割軽減	9割軽減		5割軽減	
基準所得金額(より)	0	480,000	0	0	480,000	0
所得割額(×9.06%)	0	21,744	0	0	21,744	0
均等割額	4,387	35,096	4,387	4,387	21,935	21,935
保険料額(+)	4,387円	56,840円	4,387円	4,387円	43,679円	21,935円

	夫婦とも-基礎年金 79万円 夫に他の所得 30万円 (夫婦の二人世帯)		夫婦とも-基礎年金 79万円 夫に他の所得 50万円 (夫婦の二人世帯)		夫婦とも-基礎年金 79万円 夫に他の所得 100万円 (夫婦の二人世帯)	
	夫	妻	夫	妻	夫	妻
基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-33	(79-120)<0 +30-33=0	(79-120)<0	(79-120)<0 +50-33=17 58万円以下 のため50%減額	(79-120)<0	(79-120)<0 +100-33=67	(79-120)<0
均等割軽減区分	8.5割軽減		5割軽減		2割軽減	
基準所得金額(より)	0	0	170,000	0	670,000	0
所得割額(×9.06%)	0	0	7,701	0	60,702	0
均等割額	6,580	6,580	21,935	21,935	35,096	35,096
保険料額(+)	6,580円	6,580円	29,636円	21,935円	95,798円	35,096円

	夫-厚生年金 201万円 妻-基礎年金 79万円 夫に他の所得100万円 (夫婦の二人世帯)		夫-厚生年金 300万円 妻-基礎年金 79万円 夫に他の所得100万円 (夫婦の二人世帯)		夫婦とも-基礎年金 79万円 世帯主=子 所得 390万円 子は、国保加入者 (夫婦と子の三世帯)	
	夫	妻	夫	妻	夫	妻
基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-33	(201-120) +100-33=148	(79-120)<0	(300-120) +100-33=247	(79-120)<0	(79-120)<0	(79-120)<0
均等割軽減区分	軽減なし		軽減なし		軽減なし	
基準所得金額(より)	1,480,000	0	2,470,000	0	0	0
所得割額(×9.06%)	134,088	0	223,782	0	0	0
均等割額	43,870	43,870	43,870	43,870	43,870	43,870
保険料額(+)	177,958円	43,870円	267,652円	43,870円	43,870円	43,870円

	被用者保険の被扶養者であった方 本人-基礎年金 79万円 子 社会保険加入 所得 498万円	所得の多い方 厚生年金 300万円 給与所得 500万円 不動産所得 700万円	土地を収用された方 分離長期譲渡所得 2,000万円 特別控除 2,000万円 基礎年金 79万円
基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-33	かからない 現在の本人所得が多額になった 場合でもかかりません	(300-120)+500+700-33=1,347	(2,000-2,000)+(79-120)-33=0
均等割軽減区分	9割軽減	軽減なし	軽減なし
基準所得金額(より)	0	13,470,000	0
所得割額(×9.06%)	0	1,220,382	0
均等割額	4,387	43,870	43,870
保険料額(+)	4,387円	570,000(上限)	43,870円